

静岡県公立大学法人役員規則

平成 19 年 4 月 1 日 規則第 7 号

改正 平成 21 年 4 月 1 日、平成 23 年 4 月 1 日、令和 3 年 4 月 1 日
令和 4 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この規則は、静岡県公立大学法人（以下「法人」という。）の役員について必要な事項を定めるものとする。

(種別)

第 2 条 役員は、理事長、理事及び監事とする。

(勤務等)

第 3 条 理事長及び静岡県公立大学法人業務方法書（平成 19 年規則第 18 号）の定めるところによる総務を担当する理事は、常勤とする。

2 前項の規定にかかわらず、教員を兼務する理事（以下「教員兼務理事」という。）は常勤とし、その勤務条件等は、この規則及び他の規程に別の定めがあるもののほか、法人の常勤の職員の就業規則を適用する。

3 前 2 項に規定する役員以外の役員は、非常勤とする。

(責務)

第 4 条 役員は、法人の使命とその業務の公共性を自覚し、法人の発展のために職務に専念しなければならない。

2 役員は、法人の利益と相反する行為を行ってはならない。

(報酬)

第 5 条 役員に対する報酬は、静岡県公立大学法人役員報酬規則（平成 19 年規則第 8 号）及び静岡県公立大学法人役員退職手当規則（平成 19 年規則第 9 号）の定めるところによる。ただし、教員兼務理事については、役員としての報酬は支給しない。

(旅費等)

第 6 条 理事長は、業務上必要があるときは、役員に出張を命じることができる。

2 役員（教員兼務理事を除く。）が、法人の業務のため旅行するときは、静岡県公立大学法人職員旅費規程（平成 19 年規程第 4 号）に準じて旅費を支給し、又はその費用を弁償する。

(福利厚生)

第 7 条 常勤の役員については、地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）の定めるところにより共済を行う。

2 常勤の役員のうち、理事長が特に必要と認める役員については、宿舍を貸与することができる。

3 前項の場合においては、静岡県公立大学法人職員住宅規程（平成 19 年規程第 12 号）を準用する。

(営利事業の従事)

第 8 条 常勤の役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事す

る場合は、理事長（理事長及び監事にあつては静岡県知事）の承認を得なければならない。

（秘密の保持等）

第9条 役員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 役員は、職務に係る倫理については、職員の倫理に準じて取り扱うものとする。

（災害補償）

第10条 常勤の役員の業務上の災害又は通勤途上における災害については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところにより、補償を行う。

2 地方公務員災害補償法及び労働者災害補償保険法の適用を受けない役員の業務上の災害又は通勤途上における災害については、別に定める静岡県公立大学法人非常勤役員等災害補償規則（平成19年規則第10号）により、補償を行う。

（退職）

第11条 役員は、任期の満了前に、役員を辞任しようとするときは、できる限り早い時期に、その任命権者に申し出るものとする。

2 役員は、辞任した後も、後任の役員が選任されるまでの間は、なおその職務を行うものとする。ただし、解任された場合及び欠格条項に該当することとなった場合は、この限りでない。

（理事の解任）

第12条 理事長は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第17条第2項又は第3項の規定により理事を解任するときは、当該理事に弁明の機会を付与しなければならない。

（委任）

第13条 この規則に定めるもののほか、役員に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。